

取扱注意

# G7 広島サミット消防特別警戒

## 要人主要行事等（宮島）

### 警戒計画

G7 広島サミット消防・救急対策委員会

## 目次

第1	目的	1
第2	用語の定義	1
第3	警戒隊等の進駐期間及び進駐場所等	1
1	要人主要行事等警戒隊	1
2	予防要員	1
第4	組織等	2
1	組織	2
2	任務等	2
3	施設等	3
4	情報通信体制	3
5	警戒区域	3
第5	警防対策	3
1	現地警戒本部長	3
2	活動指揮者	3
3	出動体制等	3
4	災害事案覚知時の対応	3
5	警戒隊の活動内容	3
6	部隊の活動展開	3
7	増強出動の要請	4
8	関係機関との連携	4
第6	予防対策	4
1	予防要員の指揮者	4
2	防災センターにおける勤務	4
3	予防要員の活動原則等	4
第7	災害対応要領	4
1	NBC災害等発生時（異臭事案等を含む。）	4
2	NBC災害等発生時以外	4
第8	勤務等	5
1	統括警戒本部への報告	5

2	警戒期間中のスケジュール	5
3	服装	5
4	関係機関等の連絡先	5
<b>第9</b>	<b>その他留意事項</b>	<b>5</b>
1	警戒期間中の留意事項	5
2	その他	5

<別図>

- 別図1 「要人主要行事等警戒場所位置図」
- 別図2 「施設外観」
- 別図3 「巖島神社平面図」
- 別図4 「岩惣平面図」
- 別図5 「警戒隊配置図」

<参考>

- 参考1 「巖島神社対象物概要」
- 参考2 「岩惣対象物概要」

## 第1 目的

要人主要行事等の開催場所において発生する災害への即応体制を構築するため、要人訪問施設及び周辺地域等（以下「要人主要行事等警戒場所」という。）に警戒隊を進駐させ、当該災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

## 第2 用語の定義

この計画における用語の定義は、「警防計画」、「予防計画」及び「G7出動計画」に定めるところによる。

## 第3 警戒隊等の進駐期間及び進駐場所等

### 1 要人主要行事等警戒隊（以下「廿日市警戒隊」及び「機動警戒隊」という。）

#### (1) 進駐期間

2023年5月19日（金）

要人等が宮島を訪問する前から要人等が散会するまでの間とし、警戒隊の出動時間は、特別警戒本部（廿日市市消防本部）が指示する。

#### (2) 進駐場所及び人員数等<sup>※1</sup>

進駐場所 <sup>※2</sup>	所在地	警戒隊	人員数 <sup>※3</sup>	
廿日市市 宮島消防署	廿日市市宮島町381番地2	廿日市警戒隊	5隊	15名
		機動警戒隊	3隊	11名
etto 宮島交流館	廿日市市宮島町412番地	廿日市警戒隊	1隊	4名
		機動警戒隊	8隊	34名
宮島支所	廿日市市宮島町1165番地6	廿日市警戒隊	4隊	12名
要人訪問施設	廿日市市宮島町もみじ谷	廿日市警戒隊	1隊	5名
計			22隊	81名

※1 詳細は、別図1「要人主要行事等警戒場所位置図」～別図5「警戒隊配置図」参照

※2 要人等が巖島神社を訪問した後、引き続き、岩惣において夕食会が開催されるため、警戒隊は同進駐場所において同様に警戒に当たることとする。

※3 必要に応じ、進駐場所以外に部隊を配置させる場合がある。また、災害態様に応じ、直近の警戒隊等を追加で出動させる場合がある。

## 2 予防要員

#### (1) 進駐期間

2023年5月19日（金）

進駐場所への出向時間等については、特別警戒本部（廿日市市消防本部）から指示するものとし、原則として要人等の宮島への訪問前から散会するまでの間とする。

#### (2) 進駐場所及び人員等（出向隊数）<sup>※4</sup>

進駐場所 <sup>※5</sup>	予防要員	人員数	
要人訪問施設	予防課員・宮島署員	2班	4名

※4 詳細は、別図1「要人主要行事等警戒場所位置図」～別図5「警戒隊配置図」参照

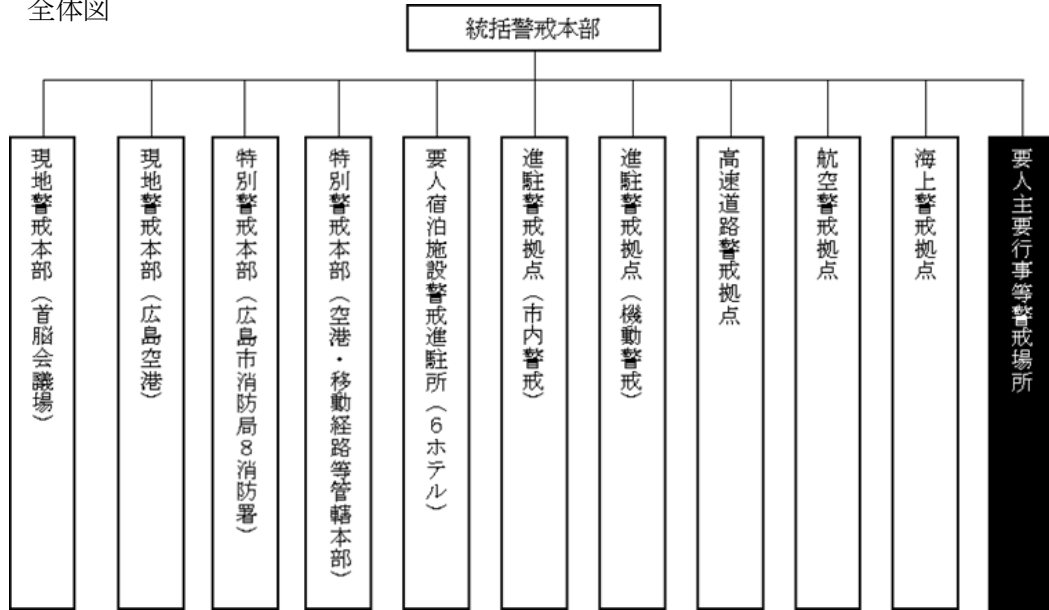
※5 1班2名を各要人訪問施設に配置する。



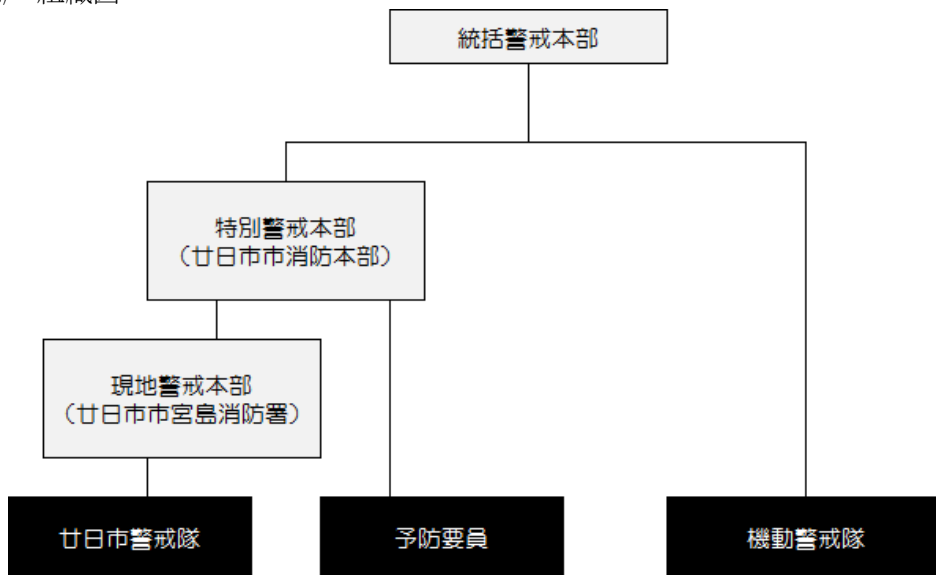
## 第4 組織等

### 1 組織

#### (1) 全体図



#### (2) 組織図



## 2 任務等

### (1) 任務

- ア 統括警戒本部及び特別警戒本部への各種報告
- イ 機動警戒隊との連携
- ウ 災害発生時の対応
- エ 関係機関からの情報収集
- オ 各種情報の整理
- カ 要人の移動及び滞在情報の収集
- キ 施設の火災予防
- ク その他特命事項

## (2) 任務分担等

区 分	消防本部	人員数	任 務
予防要員	予防要員A班 予防要員B班	2班4名	1 消防用設備等（消防用設備等、避難施設、防火設備等をいう。以下、同じ。）の状況確認及び是正指導 2 災害発生時の初動対応（自衛消防組織との連携） 3 要人の移動及び滞在情報の収集 4 その他必要な事項
警戒隊	廿日市警戒隊 機動警戒隊	22隊81名	1 N B C災害等への対応 2 要人訪問施設等への移動配備 3 その他必要な事項

### 3 施設等

別図1「要人主要行事等警戒場所位置図」～別図4「岩惣平面図」参照

### 4 情報通信体制

別に定める「情報通信要領」のとおりとする。

### 5 警戒区域

各行事開催場所敷地内及びその周辺とする。

## 第5 警防対策

### 1 現地警戒本部長

特別警戒本部長（廿日市市消防長）が任命する廿日市市宮島消防署長とする。

### 2 活動指揮者

現地警戒本部長が指定する廿日市市消防本部の指揮者とする。

### 3 出動体制等

出動体制に関する事項は、「G7出動計画」及び「進駐警戒拠点（機動警戒）警戒計画」に定めるところによるものとし、出動指令に関する事項は、「出動指令要領」に定めるところによる。

### 4 災害事案覚知時の対応

宮島島内において災害事案を覚知した場合は、速やかに119番通報を実施し、必要な警戒隊等に対する指令要求を行う。

### 5 警戒隊の活動内容

「N B C災害等消防活動要領」及び「救急活動要領」等に定めるところによるほか、必要に応じてその他の初動対応を実施する。

### 6 部隊の活動展開

宮島島内は、狭隘な箇所が多く、関係機関の動向注視及び各種情報を収集し、廿日市警戒隊の活動指揮者（廿日市市消防本部）の指揮により、臨機に対応する。

## 7 増強出動の要請

災害の状況等により、警戒隊等のみによる消防力では対応が困難と判断した場合、活動指揮者は、現地警戒本部に対して必要な警戒隊等の出動又は移動配備等を要請するものとし、現地警戒本部から要請を受けた特別警戒本部は遅滞なく統括警戒本部（作戦班）へ要請する。

## 8 関係機関との連携

警察等の関係機関と必要な連携を図るものとする。

※ 特に要人の動向等に係る情報は、逐次情報収集すること。

## 第6 予防対策

### 1 予防要員の指揮者

予防要員のうち、各要人訪問施設に配置する職員1名を指揮者（以下「予防指揮者」という。）とし、予防要員の指揮及び管理を行うものとする。

### 2 防災センターにおける勤務

要人訪問施設の消防用設備等に異常が生じた場合等は、必要に応じて防災センターにおいて勤務するものとする。

### 3 予防要員の活動原則等

- (1) 予防要員は、原則、要人の訪問前に施設の立入検査を行い、施設関係者と連携し、消防用設備等の管理状況等について適宜確認する。（施設関係者が館内巡回を行う場合に同行するなど、臨機に対応する。）
- (2) 予防指揮者は、消防用設備等が故障等により正常に作動しないことを覚知した場合、速やかに現地警戒本部長に報告するとともに、施設関係者に対して消防用設備等点検業者への連絡を要請する等、必要な指示又は指導を行うものとする。現地警戒本部長から報告を受けた特別警戒本部長は、速やかに統括警戒本部長（情報班）へ報告する。
- (3) 予防要員は、災害が発生した場合、施設の自衛消防組織の活動を支援する。なお、その活動は初動対応に限定するものとする。

## 第7 災害対応要領

### 1 NBC災害等発生時（異臭事案等を含む。）

- (1) 機動警戒隊は、統括警戒本部の指示（指令）により出動するものとし、早期に災害現況及び要救助者の把握（特に要人の情報）を行う。
- (2) 活動はNBC災害等消防活動要領によるほか、活動指揮者（廿日市市消防本部）の指揮による。
- (3) 災害状況等の必要な情報は、逐次現地警戒本部に対して報告し、現地警戒本部から報告を受けた特別警戒本部は速やかに統括警戒本部（情報班）に報告する。

### 2 NBC災害等発生時以外

- (1) 「廿日市市出動計画」に基づく廿日市警戒隊が出動し、救急活動は、別に定める「救急活動要領」によるものとする。
- (2) 機動警戒隊は、統括警戒本部（作戦班）の指示（指令）により出動するものとし、その活動は、原則として、廿日市警戒隊の指揮者（廿日市市消防本部）の指揮により、前記(1)の廿日市警戒隊と連携した活動を行うなど、臨機に対応する。

## 第8 勤務等

### 1 統括警戒本部への報告

要人動向等の情報を入手した場合は、速やかに特別警戒本部に対して報告し、報告を受けた特別警戒本部は遅滞なく統括警戒本部（情報班）に報告する。

### 2 警戒期間中のスケジュール

現地警戒本部において、別に示す。

### 3 服装

「特別警戒共通事項」に定めるところによる。

### 4 関係機関等の連絡先

「統括警戒本部活動要領」に定めるところによる。

## 第9 その他留意事項

### 1 警戒期間中の留意事項

- (1) 警戒隊の車両動態設定は、原則「出動不能」とする。  
なお、警戒終了後、災害出動が可能となった場合は、速やかに運用可能設定とすること。
- (2) 警戒中は、災害情報等に傾注するとともに、無線情報等を聞き逃すことのないように留意すること。
- (3) 進駐場所及びその周辺における喫煙は、厳禁とする。

### 2 その他

本計画に定めのない事項については、「警防計画」及び「予防計画」等、その他消防特別警戒に関する各種計画・要領等によるものとする。

# 主要行事等警戒場所（岩惣・巖島神社）位置図

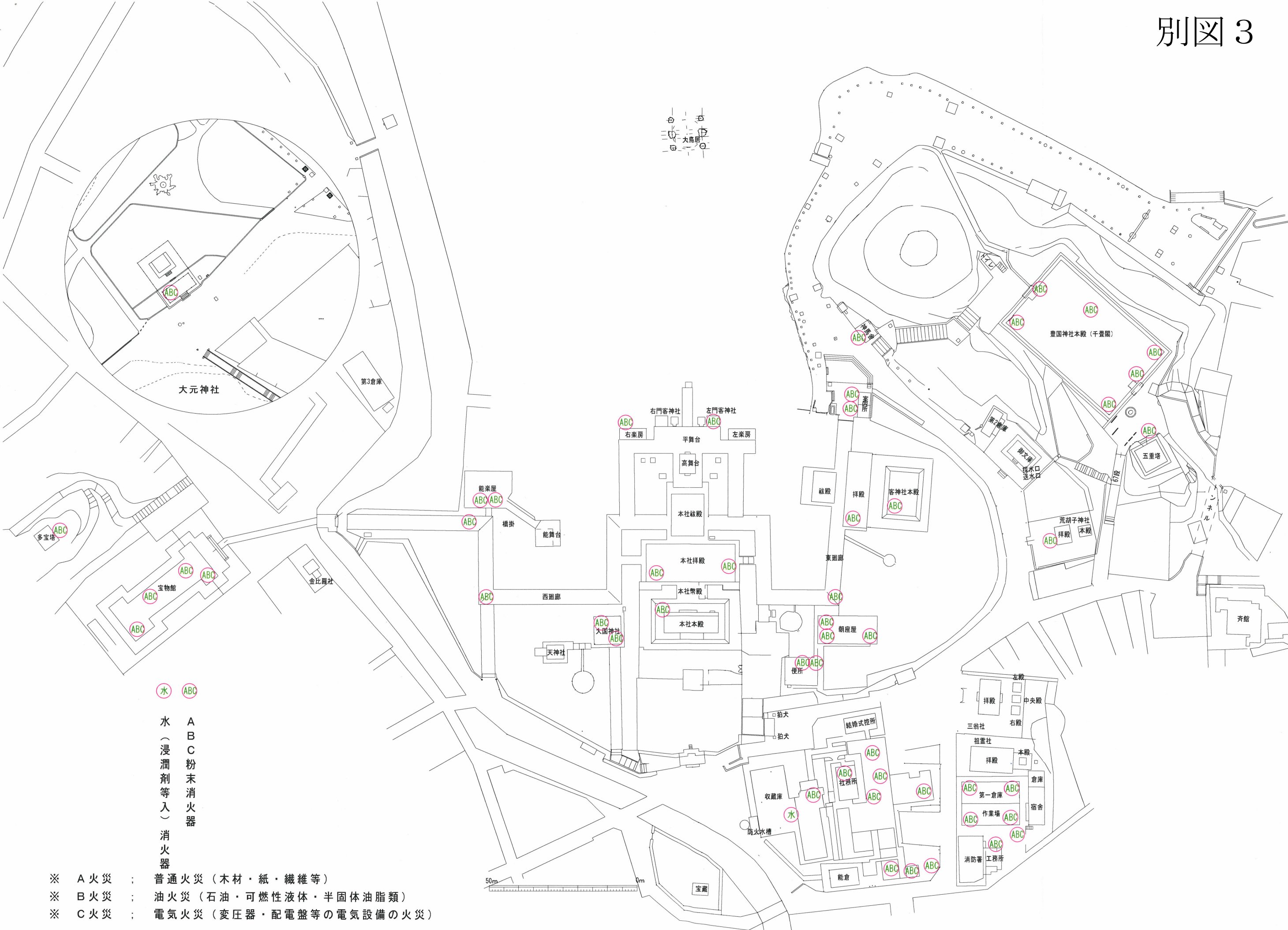




# 施設外観





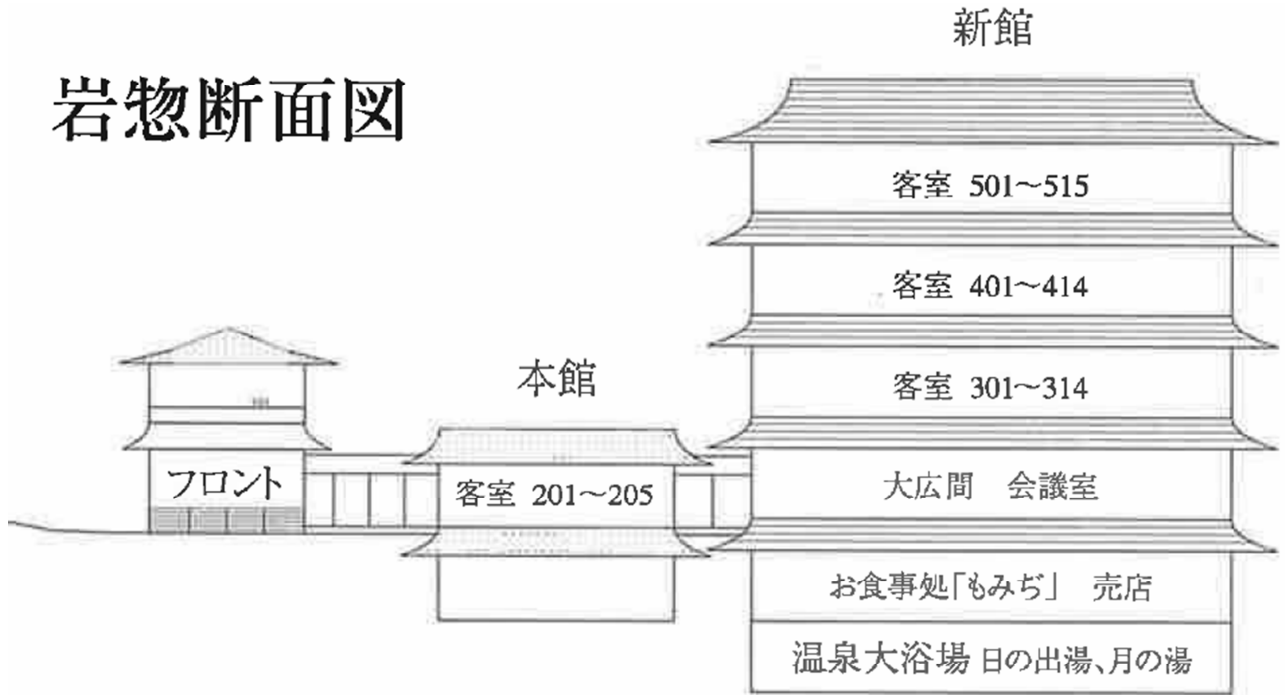


水   ABC  
 水（浸潤剤等入）消火器    A B C 粉末消火器

- ※ A 火災 : 普通火災（木材・紙・繊維等）
- ※ B 火災 : 油火災（石油・可燃性液体・半固体油脂類）
- ※ C 火災 : 電気火災（変圧器・配電盤等の電気設備の火災）

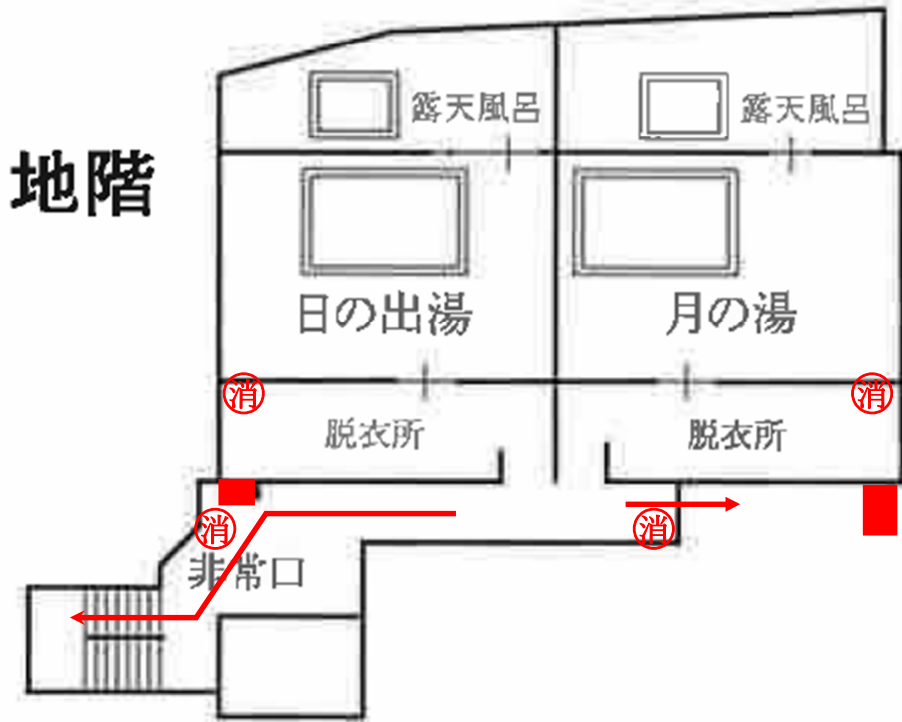
# 岩惣 断面図

## 岩惣断面図





# 岩惣 地階平面図

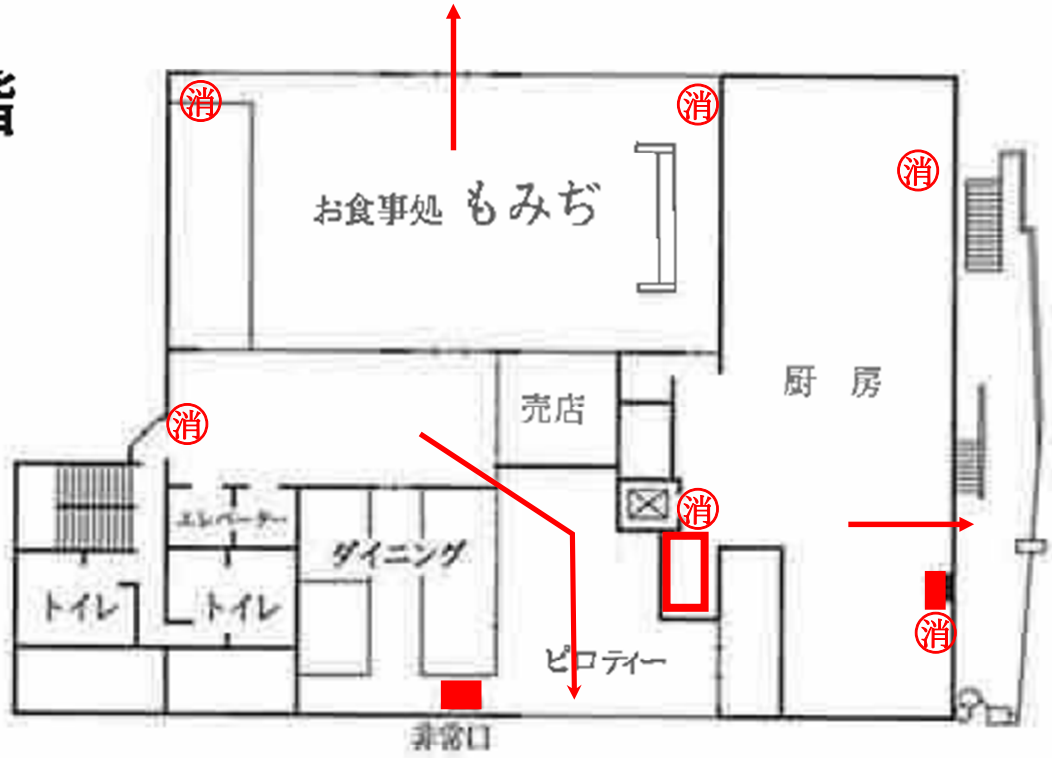


- 凡例
-  消火器
  -  屋内消火栓
  -  避難経路

# 岩惣 1階平面図

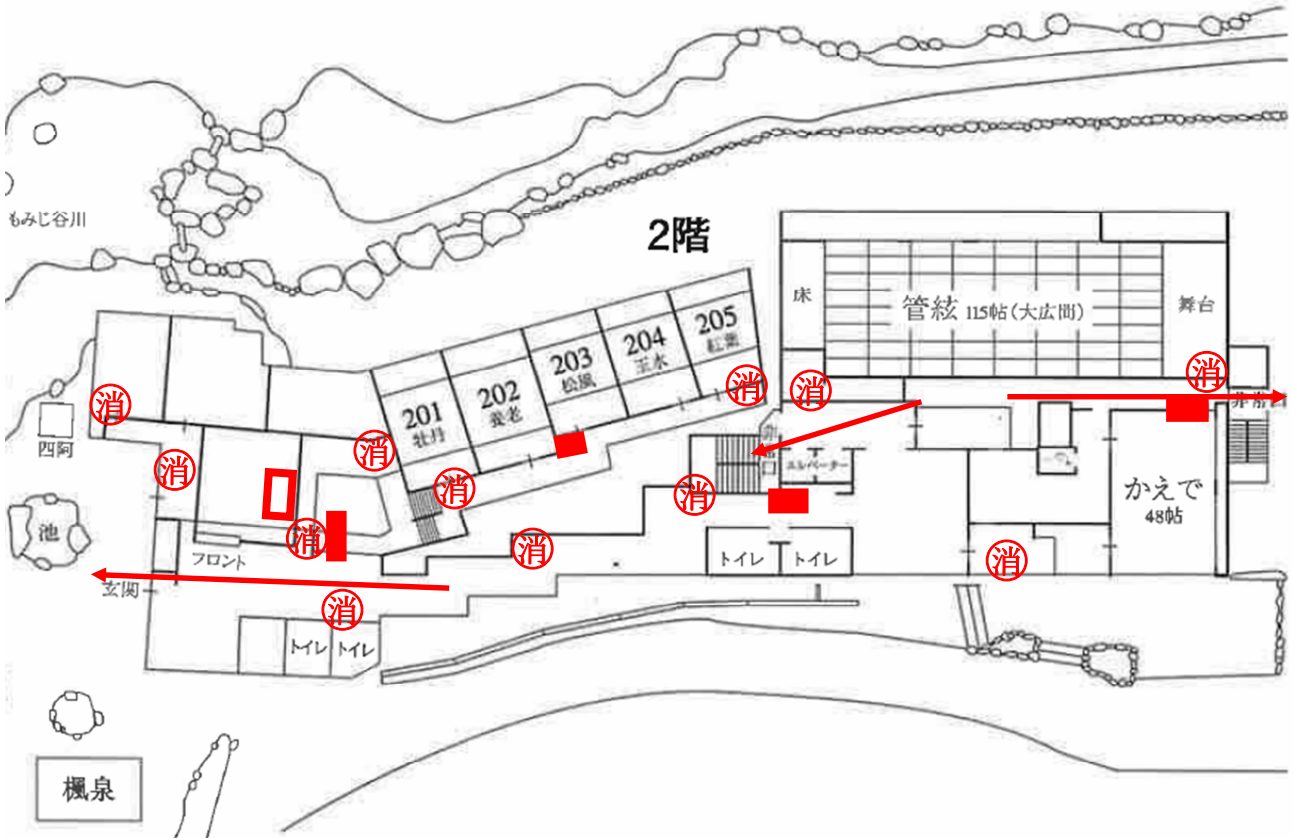






1階



- 凡例
- 消火器
  - 屋内消火栓
  - 避難経路
  - 受信機

# 岩惣 2階平面図



- 凡例
-  消火器
  -  屋内消火栓 (パッケージ型含む)
  -  避難経路
  -  表示板